

【国際研修・共同研究】

ラオス本邦研修実施報告

国際協力部教官

高橋一章

1 はじめに

- (1) 令和6年5月27日から同年6月6日にかけて、ラオス本邦研修が実施された。今回の本邦研修は、国際協力部（以下「ICD」という。）として本年度はじめて実施された本邦研修であり、必ずしも十分な準備時間があったとは言い難かったが、複数の研修員からの「有意義なものだった」との意見に接し、微力ながらも研修員が「受講してよかった」と思えるような研修に関わることができたことをうれしく思った次第である。
- (2) ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対する法整備支援は1998年から開始している。これまでに、国別研修、個別専門家派遣等を経て、2010年以降は途切れることなく独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による技術協力プロジェクトが実施されており、民法典の起草支援、各種執務参考資料、研修用教材の作成等を通じた実務家育成を行っている。2023年7月からは、新たな技術協力プロジェクト「ラオス法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2」が開始となり、現在に至っている。
- (3) 現在のプロジェクトは、同時並行に複数の分野のワーキンググループ（以下「WG」という。）が設置されているが、今回本邦研修に臨んだのは刑事法WGのメンバーである。同WGでは、現在、これまでのプロジェクト等で作成した成果物をより有効活用できるようにするための補助資料及び法の適用を論理的に説明するための参考資料を作成することを目的に活動している。具体的には、刑法各則の条文のうち、ラオスでも問題となることの多い条文を選定し、それぞれの犯罪の構成要件を明らかにしつつ、具体的事例を題材にどのように構成要件該当性を判断して法を適用するのかを説明する資料の作成に取り組んでいる。
- (4) このような活動内容に照らし、本邦研修では、刑事法WGが今後どのような分野を取り上げて検討を進めていくべきかといった知見を提供するため、財産犯、性犯罪、マネーロンダリング罪、人身取引罪、薬物犯罪等における日本側専門家からの講義及び研修員との討議を中心としたカリキュラムで実施した。

2 日程・参加者等

本邦研修の日程は以下のとおりである。

第1回ラオス刑事法本邦研修 日程表

【令和6年5月27日（月）～6月6日（木）（移動日を含む。）】
 （高橋教官、後藤教官、宮本専門官、島尻専門官）

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
5 /	月 27	【入国】			JICA東京センター泊
5 /	火 28	10:00 12:30 JICA初エンターション JICA東京センター		14:00 14:30 国際協力部オリエンテーション 14:30 17:00 【講義・意見交換】 波床昌則弁護士 「成果物の活用等」 JICA東京センター	JICA東京センター泊
5 /	水 29	10:00 12:00 【講義・意見交換】 波床昌則弁護士、ICD教官 「性犯罪（ラオス強姦罪・日本不同意性交等）について」 JICA東京センター		14:00 17:00 【講義・意見交換】 波床昌則弁護士、ICD教官 「性犯罪（ラオス強姦罪・日本不同意性交等）について」 JICA東京センター	JICA東京センター泊
5 /	木 30	10:00 12:00 【講義・意見交換】 井田良教授 『刑法による財産の保護のあり方』 JICA東京センター		14:00 17:00 【講義・意見交換】 井田良教授 『刑法による財産の保護のあり方』 JICA東京センター	JICA東京センター泊
5 /	金 31	10:00 12:00 【講義・意見交換】 井田良教授 『財産犯規定の理論と実務』 JICA東京センター		14:00 17:00 【講義・意見交換】 井田良教授 『財産犯規定の理論と実務』 JICA東京センター	JICA東京センター泊
6 /	土 1	休務日			JICA東京センター泊
6 /	日 2	休務日			JICA東京センター泊
6 /	月 3	10:00 12:00 【講義・意見交換】 マネーロンダリング・人身取引 法務省赤れんが棟共用会議室	12:30 14:30 【意見交換会・写真撮影】 瀬戸所長、建元部長 法曹会館・赤れんが	15:00 17:00 【見学・意見交換】 警視庁科学捜査研究所 警視庁科捜研中野庁舎	JICA東京センター泊
6 /	火 4	9:30 12:00 【訪問】 中央大学法科大学院見学・ラオス側講義 中央大学駿河台キャンパス		14:00 17:00 【ラオス側発表準備】 JICA東京センター	JICA東京センター泊
6 /	水 5	10:00 12:00 【ラオス側発表と意見交換】 JICA東京センター		14:00 15:20 【意見交換・総括質疑】 矢尾板専門家 15:30 17:00 評価会・修了式 JICA東京センター	JICA東京センター泊
6 /	木 6	【出国】			

また、本邦研修参加者については以下の20名である。

ブンマー・ドゥアンマラシン
Mr. Bounma DUANGMALASINH
最高人民検察院一般監査局副局長、検事I
Public Prosecutor level I, Deputy Director General of General Inspection Department, OSPP
トンワン・ケオヴィライ
Mr. Thongvanh KEOVILAY
最高人民検察院刑事監査局副局長、検事I
Public Prosecutor level I, Deputy Director General of Criminal Inspection Department, OSPP
ケートマニー・チャンタイティップ
Mr. Ketmany CHANHTAYTHIP
最高人民検察院一般監査局副局長
Deputy Director General of General Inspection Department, OSPP
スーロット・パンタヴォン
Mr. Souloth PHANTHAVONG
最高人民検察院一般監査局行政事件監査課副課長
Deputy Head of Administrative Case Inspection Division, General Inspection Department, OSPP
ヌーピット・サイサワン
Mr. Noupit SAYSAVANH
最高人民検察院図書館情報法制課副課長
Deputy Head of legislation, Library and Information Division, OSPP
アクソンシン・ヴィサイニャライ
Mr. Aksonesin VIXAYALAY
人民最高裁判所国際協力局長、裁判官(3級)
Judge level 3, Director General of International Cooperation Department, PSC
シーワン・ブンタラー
Mr. Syvanh BOUNTHALA
人民最高裁判所刑事部、裁判官(3級)
Judge level 3, Criminal chamber, PSC
ユアフー・シアイー
Mr. Nyousaherr XIAYEE
人民最高裁判所刑事部、裁判官(2級)
Judge level 2, Criminal chamber, PSC
パンタミット・インタヴォン
Ms. Phanthamith INTHAVONG
人民最高裁判所少年部、裁判官(1級)
Judge level 1, Juvenile chamber, PSC
ペッサモーン・インタヴォン
Mr. Phetsamone INTHAVONG
人民最高裁判所管理部、裁判官補
Assistant judge, Administrative chamber, PSC
スリニャン・チャンタチャック
Mr. Souliyanh CHANTHACHACK
司法省国立司法研修所学生及び活動管理課副課長
Deputy Head of Students and Activity Management Division, National Institute of Justice, MOJ
ペットニコーン・シーサニヤンタ
Mr. Phetnikone SISAYANTA
司法省法制局刑事課技術職
Technical Staff of Criminal Division, Department of Law, MOJ

コンヴィライ・ブアサイ
Mr. Kongvilay BOUASAY
司法省判決執行局刑事判決執行課技術職
Technical Staff of Criminal Judgment enforcement Division, Judgment enforcement Department, MOJ
ワンカム・スダーワン
Ms. Vankham SOUDAVANH
司法省国際協力局技術職
Technical Staff of Department of Intentional Cooperation, MOJ
プーワン・シンハーナート
Mr. Phouvanh SINGHANAD
司法省国立司法研修所刑事法学科技術職
Technical Staff of Criminal Department, National Institute of Justice, MOJ
センタヴィ・インタヴォン
Mr. Sengthavy INTHAVONG
ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長
Head of Criminal law Department, Faculty of Law and Political Science
ヴィライ・ランカーヴォン
Ms. Vilay LANGKAVONG
ラオス国立大学法政治学部政治学科長
Head of Political Science Department, Faculty of Law and Political Science
ブンリエン・ヴォンサムバン
Mr. Bounlieng VONGSAMPHANH
ラオス国立大学法政治学部学生管理課副課長
Deputy Head of Student Management Department, Faculty of Law and Political Science
スクサワン・ヴィラヴォン
Mr. Souksavanh VILAVONG
治安維持省監査局副局長
Deputy Director General of Investigation Department, Ministry of Public Security
ブンカム・インタヴォン
Mr. Bounkham INTHAVONG
治安維持省経済監査課副課長
Deputy Head of Economic Investigation Division, Ministry of Public Security

3 講義の概要について

今回の本邦研修では、我が国における財産犯、性犯罪、マネーロンダリング罪、人身取引罪及び薬物犯罪等に関する経験や知見を共有するとともに、ラオス刑法各則の条文の構成要件を明らかにしつつ、具体的事例を題材にどのように構成要件該当性を判断して法を適用するのかを説明する資料の作成について検討し、刑事法WGが上記各犯罪分野に関する理解を深めることを目的として実施した。

具体的には、上記各犯罪分野に関する豊富な知識や経験を有する大学教授等を講師として招き、講義等を実施した。井田良慶應義塾大学名誉教授、中央大学法科大学院教授より「日本刑法における財産犯」、「財産犯と占有」及び「保護法益と不法領得の意思」に関する講義、性犯罪については、当部教官より性犯罪に対する考え方や日本の法改正に関する講義、マネーロンダリング罪については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課マネーロンダリング事件係館純也警視より組織的犯罪処罰法を中心とした日本のマネロン罪に関する講義、人身取引罪については、警察庁生活安全局保安課大木邦彰警視より、日本における人身取引対策に関する講義を実施した。また、波床昌則弁護士（元千葉地方裁判所部総括判事）より、過去のラオスにおけるJICAプロジェクトで作成した模擬事件記録や事実認定問題集を例に、効果的な成果物作成に関する講義を実施した。

4 施設見学等について

本邦研修では、警視庁科学捜査研究所及び中央大学法科大学院を訪問した。

警視庁科学捜査研究所では、薬物鑑定や文書鑑定を中心とした日本の科学捜査に関する説明を実施いただくとともに、鑑定で使用する機器を見せていただいたほか、機器を使用して実演していただくなどした。

また、本邦研修で作成した成果物は、今後の法曹養成に効果的に用いることを想定していることから、その活用方法等に関し、中央大学法科大学院を訪問し、実際の講義を傍聴させていただき、図書館や自習室、模擬法廷等を見学するなどした。

5 総括

(1) 研修参加者は、各講義に真剣に耳を傾け、必要に応じてメモを取り、講義及び見学时に積極的に質問し、日本側に関連資料の提供を求めるなど、日本の制度及び実務を熱心に調査・研究しようとしていた。総じて、研修参加への意欲は旺盛であり、受講態度も真摯なものであった。

(2) 例えば、井田教授の講義では、いわゆる「占有の弛緩」という観点から、どのような状態であれば占有が肯定され、否定されるのかといった点について、様々な想定をもとに研修員同士で活発な議論が行われた。

また、ICD教官の性犯罪の法改正に関する講義では、我が国が改正によって認められた男性器以外の異物の挿入を不同意性交罪の構成要件に該当しうるとしている点に関し、具体的にどのような異物であれば典型的な性交と同視できるのか、形状や大きさなどによって評価が変わりうるのかといった点について、研修員間で積極的な意見交換が行われた。特に警察出身者・検察出身者・裁判官出身者でそれぞれ少しずつ考え方が違っているのが印象的だった。



【本邦研修の様子①】



【本邦研修の様子②】



【中央大学訪問の様子】



【法務省での集合写真】

- (3) このような各種講義や訪問等を通じて、我が国における上記各犯罪分野に対するラオス側の理解が深まるとともに、日本側とラオス側との間の意見交換等を通じて、両国の相互理解も深化したと思われる。研修参加者による上記各犯罪分野に関する成果物の作成に向けた議論や研修最終日に行われたラオス側の発表においても、複数名の研修員から、我が国における上記各犯罪分野に関する知見を踏まえた成果物の作成を行うべきであるといった発言がなされていた。

今後この本邦研修が、ラオスのプロジェクトの質の向上に資するものとなれば幸いである。